

## 手書きにより申告書を作成される方へのご案内

- 手書きで作成する場合、申告書や手引きは国税庁ホームページからダウンロードできます。
  - インターネット環境やプリンタのない方等で、確定申告書等の用紙が必要な方は、管轄の税務署へお問合せください。
- ※確定申告書等の用紙は、税務署、申告会場及び指導会場で配付しています。

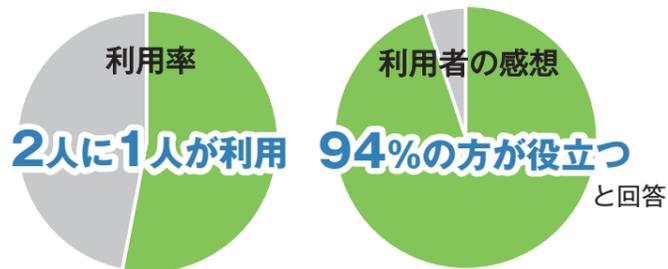


国税庁ホームページの  
様式ダウンロード  
ページへはこちらから

## 確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利！

### STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。



### STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成でき、自動計算なので計算誤りがありません！

### STEP 3 申告書を提出 申告書の提出は e-Tax（データ送信）または郵送等で！

#### e-Taxで送信

e-Taxで送信するためには、事前に準備が必要です。

#### 印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば印刷できます。

## 副収入があった方は住民税の申告を！

所得税では、給与所得、退職所得以外の所得が20万円以下の場合または、公的年金等の収入が400万円以下でかつ、公的年金等以外の所得が20万円以下である場合などには、確定申告が不要とされています。

しかし、住民税にはこのような制度がなく、他の所得と合算して税額を算出しますので、給与所得者や年金所得者で副収入があった方は、収入の額にかかわらず住民税の申告が必要です。

【副収入の例】 営業、農業、定置網組合の配当、地代、家賃、講師謝礼、報酬、上場株式等以外の配当など

■ 問合せ 町民税務課 Tel 47-8014

国税庁からの  
お知らせ

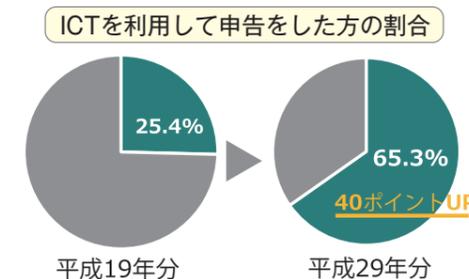
## 確定申告用紙に代えて 「確定申告のお知らせ」はがき をお送りしています

※「確定申告のお知らせ」はがきとは、予定納税額などの申告書の作成に必要な情報を記載したはがき（または封書）です。



## 国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護および行政コスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えて、
  - ・「確定申告に必要な情報」
  - ・「e-Tax 等のご案内」などを記載した
 「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしております。
  - ◆「確定申告のお知らせ」はがきは、ICTを利用して申告した方や各指導機関を通じて申告書を提出された方にお送りしています。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



## 確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきが送付される方

★申告相談にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがきをお持ちください

前年の所得税または消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる方で、翌年も申告が必要と見込まれる方\*

	作成場所	作成方法	提出方法
1	ご自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
2	税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax 及び書面
3	市区町村の申告会場	全て	e-Tax 及び書面
4	青色申告会、商工会などの指導会場	全て	e-Tax 及び書面

※ 「翌年も申告が必要と見込まれる方」とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。

なお、ご自宅を手書き作成した申告書を提出された方など、確定申告のお知らせはがきの送付対象に該当しない方で、翌年も申告が必要と見込まれる方に対しては、確定申告書用紙を送付しています。

※ 所得税または消費税の申告を、ご自宅等から e-Tax により送信された方（各申告会場や指導会場においてご本人の電子証明書のみを付して e-Tax により送信された方を含む。）や、税理士に依頼して作成・提出された方は、お知らせはがきが送付されません。

e-Tax をご利用の場合は、e-Tax にログイン後、メッセージボックスにて「申告のお知らせ」をご参照ください。